

水道・下水道 所有者 変更届
使用者

年 月 日

〒 ー
届出人 住 所

八百津町長 様

(所有者) 氏 名

生年月日 大 正 昭和 平成
年 月 日

T E L ()

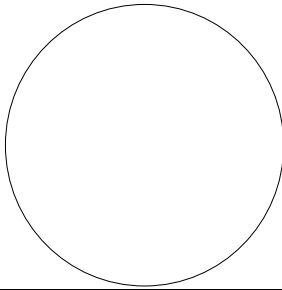
次のとおり、給水装置・排水設備の所有者及び使用者等に変更があったのでお届けします。

お 客 様 番 号				メーター番号		ー		口径		mm	
設 置 場 所		八百津町 番地 (自治会)									
所有者	旧	住 所							(TEL)		
		氏 名							生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日		
	新	住 所							(TEL)		
		フリガナ 氏 名							生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日		
使用者	旧	住 所							(TEL)		
		氏 名							生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日		
	新	住 所							(TEL)		
		フリガナ 氏 名							生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日		
料金納付方法		☐ 口座振替 ☐ 納付書払い									
☐ 変更使用水区分		☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水と井戸水の併用 ☐ その他									
☐ 変更使用人員		変更前 人 変更後 人									
変 更 日		年 月 日		変更理由		売買、相続、転入、転出、転居 死亡、その他()			※確認		

ご 注 意

- この届は、給水装置及び排水装置の所有者が関係人と**連署**で届け出て下さい。
(確認のための資料を提示いただく場合があります。)
- 所有者の変更は、給水装置及び排水装置の在する土地、建物の所有者に変更があった場合のみ届け出て下さい。
- 旧所有者及び新所有者の使用量が確定できない場合は、その使用水量は町長が認定します。
(認定使用水量＝前3ヶ月の日平均使用水量×前回検針日以降の経過日数)
- 旧所有者が所在不明の理由により変更年月日が確認できない場合は、旧所有者に引き続いて使用していたものとみなします。
- 料金の確定日以降の使用者変更にかかる旧使用者の水道料金は2ヶ月分として算定します。
- 水道料金を口座振替により納付される場合、又は、新たに指定口座名義を変更される場合は、別に金融機関において手続きして下さい。

決裁	回 覧	検針簿	電算入力	電算入力確認	GIS入力	旧使用者認定水量



水道・下水道 所有者 変更等届
使用者

令和 年 月 日
〒 505 - 0301

届出人 住 所 八百津町八百津3903番地2

八百津町長 様

(所有者) 氏 名 水道 新太郎

生年月日 大正 昭和 平成 1 年 4 月 1 日

T E L 0574 (43) 2111

次のとおり、給水装置・排水設備の所有者及び使用者等に変更があったのでお届けします。

お 客 様 番 号		0000000		メーター番号		28-001		口径		mm	
設 置 場 所		八百津町 八百津 3903 番地 2 (自治会)									
所有者	旧	住 所	八百津町八百津3903番地2						(TEL 0574-43-2111)		
		氏 名	水道 旧太郎						生年月日 大正 昭和 平成 1 年 4 月 1 日		
	新	住 所	八百津町八百津3903番地2						(TEL 0574-43-2111)		
		フリガナ 氏 名	スイドウ シンタロウ 水道 新太郎						生年月日 大正 昭和 平成 1 年 4 月 1 日		
使用者	旧	住 所	八百津町八百津3903番地2						(TEL 0574-43-2111)		
		氏 名	水道 旧太郎						生年月日 大正 昭和 平成 1 年 4 月 1 日		
	新	住 所	八百津町八百津3903番地2						(TEL 0574-43-2111)		
		フリガナ 氏 名	スイドウ シンタロウ 水道 新太郎						生年月日 大正 昭和 平成 1 年 4 月 1 日		
料金納付方法		☐ 口座振替 ☐ 納付書払い (※該当欄にチェックをして下さい。)									
☐ 変更使用水区分		☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水と井戸水の併用 ☐ その他									
☐ 変更使用人員		変更前 人 変更後 人									
変 更 日		令和 年 月 日		変更理由		売買、相続、転入、転出、転居 死亡、その他()			※確認		

ご 注 意

- この届は、給水装置及び排水装置の所有者が関係人と連署で届け出て下さい。
(確認のための資料を提示いただく場合があります。)
- 所有者の変更は、給水装置及び排水装置の在する土地、建物の所有者に変更があった場合のみ届け出て下さい。
- 旧所有者及び新所有者の使用量が確定できない場合は、その使用量は町長が認定します。
(認定使用水量＝前4ヶ月の平均使用水量×前回検針日以降の経過日数)
- 旧所有者が所在不明の理由により変更年月日が確認できない場合は、旧所有者に引き続いて使用していたものとみなします。
- 料金の確定日以降の使用量変更にかかる旧使用者の水道料金は2ヶ月分として算定します。
- 水道料金を口座振替により納付される場合、又は、新たに指定口座名義を変更される場合は、別に金融機関において手続きしてください。

決裁	回 覧	検針簿	電算入力	電算入力確認	GIS入力	旧使用者認定水量